

## 年金積立金管理運用独立行政法人の概要 説明資料

(1) 年金積立金の運用組織の改革（年金積立金管理運用独立行政法人法）	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 独立行政法人制度の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3) 中期目標・中期計画について	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(4) 独立行政法人評価委員会について	・・・・・・・・・・・・・・・・	7

# 年金積立金の運用組織の改革

## (年金積立金管理運用独立行政法人法)

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）を受けて、年金積立金の管理及び運用を行う独立行政法人として、年金積立金管理運用独立行政法人を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定める。  
【平成16年6月5日 法案成立】

### 1. 運用組織の概要

#### 組 織

- 年金積立金の管理運用のための独立行政法人（名称：年金積立金管理運用独立行政法人）を創設し、年金資金運用基金を廃止。
- 目的及び業務：厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用。  
→ 運用収益を年金特別会計に納付。

#### 運 用

##### (運用委員会)

- 法人に運用委員会を置き、中期計画等を審議するとともに、運用状況など管理運用業務の実施状況を監視。
- 運用委員会は、経済・金融に関して高い識見を有する者などのうちから厚生労働大臣が任命した委員で組織。

##### (運用の基本方針)

- 法人は、中期計画において、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）等の運用の基本方針を策定。
- 運用の基本方針は、民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、運用の目的に適合するものでなければならないものとする。

##### (運用方法)

- 信託銀行との信託契約（運用方法を特定しないもの）、投資顧問会社との投資一任契約、有価証券の売買（株式を除く）等の方法により安全かつ効率的に行わなければならないものとする。

##### (受託者責任)

- 理事長及び理事に、慎重な専門家の注意義務、忠実義務、秘密保持義務を課す。

## 厚生労働大臣等の関与

(中期目標)〔独立行政法人通則法の規定〕

- 厚生労働大臣は、法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人に指示。  
※ 中期目標において、確保すべき運用利回りなどの運用目標や業務運営の効率化に関する事項を定める予定。

(評価委員会の評価)〔独立行政法人通則法の規定〕

- 厚生労働省の評価委員会は、毎年、法人の業務の実績について評価を行い、必要に応じて業務の改善等を勧告。

(特に必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

- 厚生労働大臣は、年金積立金の安全かつ効率的な運用を行うため特に必要があると認めるときは、法人に対し、管理運用業務に関し必要な措置をとることを要求。

(年金財政に与える影響の検証)

- 厚生労働大臣は、毎年度、年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証。

## 2. 年金資金運用基金の業務の廃止等

(グリーンピア)

- 平成17年度までに廃止。

(住宅融資)

- 平成18年度以降は、新規の住宅融資は行わない。独立行政法人福祉医療機構が既往の住宅融資債権を承継し、管理・回収を実施。

(教育資金貸付あっせん)

- 国民生活金融公庫等からの年金被保険者に対する教育資金貸付のあっせん業務については、独立行政法人福祉医療機構が年金資金運用基金から承継して実施。

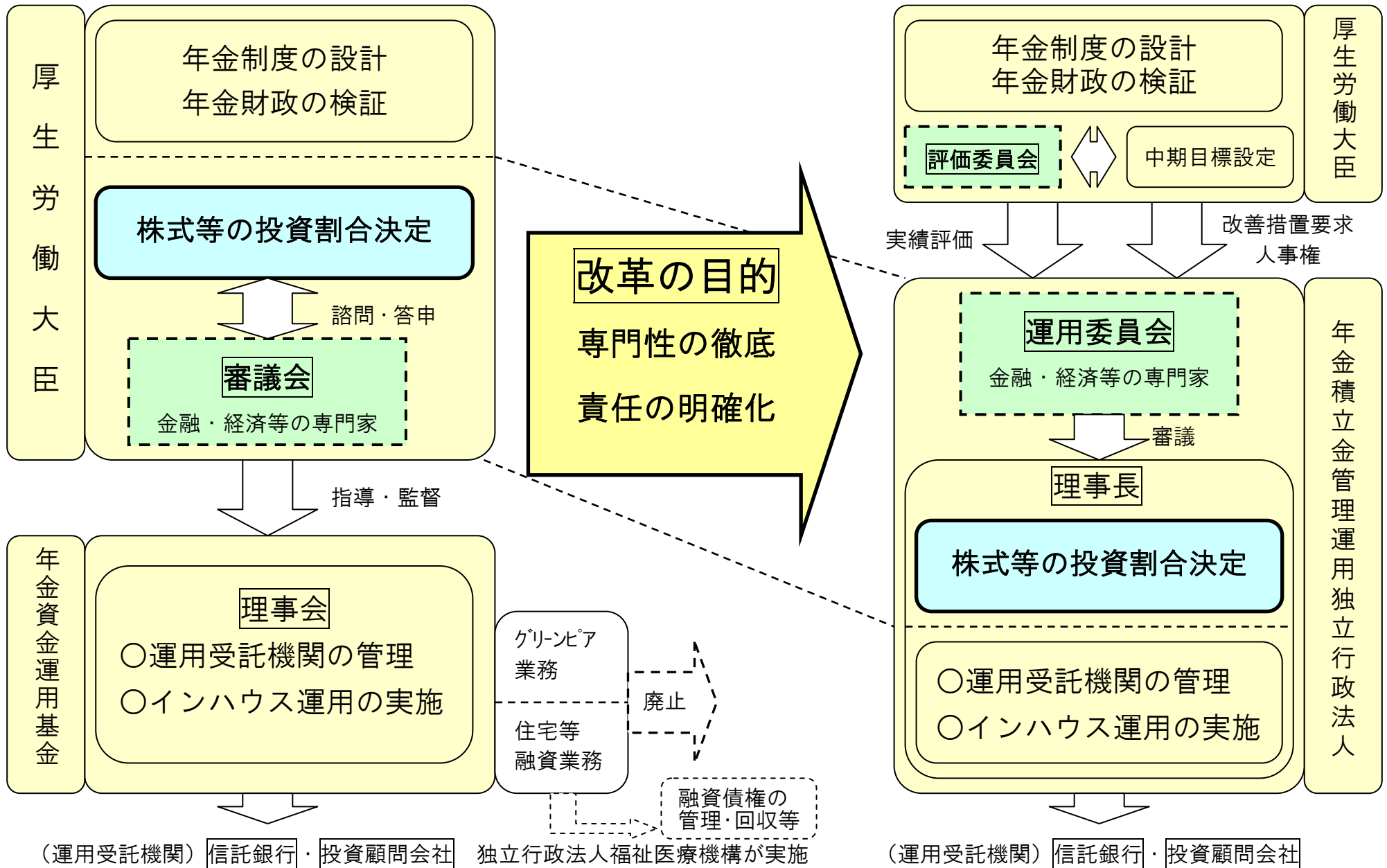
## 3. 法人の設立日

平成18年4月1日

# 年金積立金運用の改革

(現 行)

(改革後) 平成 18 年 4 月実施

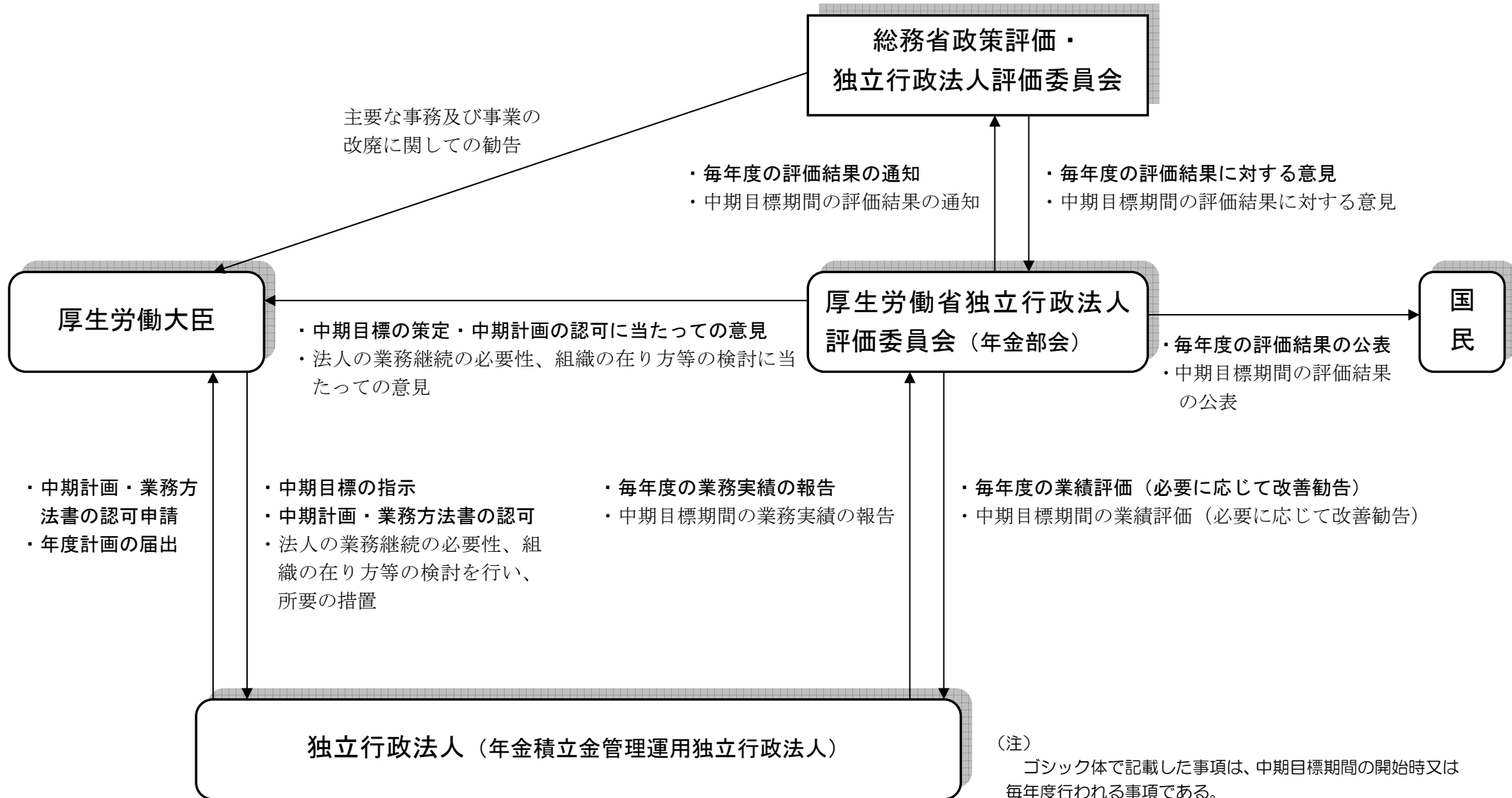


○特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）抜粋

Ⅱ 各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

法人名	事業及び組織形態について講ずべき措置
年金資金運用基金	<p>事業について講ずべき措置</p> <p><b>【年金資金管理運用業務】</b></p> <p>○次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用の在り方について、安全かつ効率的な運用を行うため、リスク運用の位置付けを含め検討し、決定する。その際、明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p> <p><b>【大規模年金保養基地（グリーンピア）】</b></p> <p>○平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。</p> <p><b>【年金加入者住宅等融資業務】</b></p> <p>○住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する。年金政策上の被保険者還元融資の在り方については、次期財政再計算時（平成16年まで）に検討し、決定する。</p> <hr/> <p>組織形態について講ずべき措置</p> <p>○次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用方針に則して、廃止を含め組織の在り方を検討し、決定する。</p>

# 独立行政法人制度の概要



(注)  
 ゴシック体で記載した事項は、中期目標期間の開始時又は毎年度行われる事項である。  
 また、明朝体で記載した事項は、中期目標期間の終了時に行われる事項である。

## 中期目標・中期計画について

### 1. 中期目標

- 中期目標とは、一定期間内（3～5年）に法人が達成すべき業務運営に関する目標のことをいう。
- 主務大臣（厚生労働大臣）が作成し、法人に指示するとともに、法人の業務実績を評価する際の基準となる。

### 2. 中期計画

- 中期計画とは、主務大臣（厚生労働大臣）から示された中期目標を達成するための具体的な計画のことをいう。
- 法人自らが作成し、自主的・自律的な業務運営を行うとともに、中期目標に従った業務の確実な実施のための事前のコントロールとして、主務大臣（厚生労働大臣）による認可を要するものとされている。

### 3. 業務実績の評価

#### **(1) 毎年度終了時の評価**

法人は、毎年度の業務実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならない（評価に当たっては、当該年度における中期計画の実施状況を考慮）。

#### **(2) 中期目標期間終了時の評価**

法人は、中期目標期間の業務実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならない（評価に当たっては、中期目標の達成状況を考慮）。

# 独立行政法人評価委員会について

## 1. 独立行政法人評価委員会

独立行政法人評価委員会は、独立行政法人に関する事務を処理するため、独立行政法人を所管する各府省庁に置かれる委員会であり、具体的には、以下の事務をつかさどることとされている。

### ① 業務開始時に行う事項

中期目標の作成、中期計画の認可等に当たり、主務大臣（厚生労働大臣）に対して意見を述べること。

### ② 毎年度終了時に行う事項

- ・ 毎年度の業務実績についての評価を行うこと。
- ・ 財務諸表の承認に当たり、主務大臣（厚生労働大臣）に対して意見を述べること。

### ③ 中期目標期間終了時に行う事項

- ・ 中期目標期間の業務実績についての評価を行うこと。
- ・ 法人の組織の在り方等について、主務大臣（厚生労働大臣）に対して意見を述べること。

## 2. 独立行政法人評価委員会年金部会

厚生労働大臣が所管する独立行政法人の毎年度の業績評価等については、独立行政法人評価委員会の下に各法人の評価等を担当する部会を設け、各担当部会において行うこととしており、新法人の毎年度の業績評価等は年金部会が担当する。

（参考1）評価委員会と部会との役割分担

評価委員会の審議事項	部会の審議事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中期目標期間の業績評価</li><li>・ 中期目標期間終了時における、法人の組織の在り方等についての意見陳述</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 毎年度の業績評価</li><li>・ 中期目標の作成、中期計画の認可、財務諸表の承認等に当たっての意見陳述</li></ul>

（参考2）部会について

独立行政法人評価委員会の下には、次の6部会が設けられている。

- ・ 調査研究部会
- ・ 労働部会
- ・ 国立病院部会
- ・ 水資源部会
- ・ 医療・福祉部会
- ・ 年金部会



## 独立行政法人評価委員会年金部会 名簿

安達 茂夫	(社)日本農業法人協会理事
大野 早苗	武蔵大学経済学部助教授
大和 正典	帝京大学文学部国際文化学科教授
佐野 慶子	佐野公認会計士事務所長
光多 長温	鳥取大学教育地域科学部教授
山口 修	横浜国立大学大学院教授
山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授

(五十音順・敬称略)

## 独立行政法人評価委員会 名簿

	赤川 正和	(社)日本水道協会専務理事
	井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	石井 孝宜	公認会計士
	井原 哲夫	尚美学園大学総合政策学部教授
	今村 肇	東洋大学経済学部社会経済システム学科教授
	岩渕 勝好	川崎医療福祉大学大学院教授
	遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授
	大道 久	日本大学医学部教授
	大和 正典	帝京大学文学部国際文化学科教授
○	開原 成允	国際医療福祉大学副学長
	菅家 甫子	共立薬科大学教授
	岸 玲子	北海道大学大学院医学研究科教授
◎	黒川 清	東京大学先端科学技術研究センター客員教授
	佐野 慶子	佐野公認会計士事務所長
	篠原 榮一	公認会計士
	清水 涼子	中央青山監査法人公会計部社員
	白石 小百合	(社)日本経済研究センター研究開発部副主任研究員
	鈴木 友和	公立学校共済組合近畿中央病院長
	住田 光生	至誠監査法人理事長
	武見 ゆかり	女子栄養大学教授
	田村 昌三	横浜国立大学教授
	寺山 久美子	帝京平成大学健康メディカル学部学部長
	橋本 泰子	大正大学人間学部人間福祉学科教授
	久道 茂	宮城県病院事業管理者
	宮本 みち子	放送大学教養学部教授
	茂庭 竹生	東海大学工学部教授
	山口 修	横浜国立大学大学院教授
	山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
	渡辺 俊介	日本経済新聞論説委員

◎…委員長

○…委員長代理

(五十音順・敬称略)

## 独立行政法人制度について

独立行政法人制度は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的とした法人として創設されるものである。

	特殊法人	独立行政法人
設立根拠	○個別根拠法のみ	○独立行政法人通則法+個別根拠法 ※共通ルールに従って設立・運営
運営	○年度ごとの予算・事業計画に基づき、国の一般的監督を受けつつ業務を運営	○国の中期目標に対応し、法人が中期計画を作成し、自己の裁量で業務を運営 ※中期目標・中期計画を公表することで 国・法人の各々の責任を明確化
評価責任	○特に制度化されていない	○独立行政法人評価委員会の評価を受け、業績如何によっては法人の長を解任 ※外部の目による評価を実施 ※運営責任が厳しく問われる
財務	○独自の会計原則 ○外部監査の実施は少数	○企業会計原則（独立行政法人会計基準） ○一定規模（資本金 100 億円又は負債 200 億円）以上の法人に外部監査を義務付け
	※ 年金資金運用基金は外部監査を実施済。 新法人は外部監査が必要な法人に該当。	
給与	○国家公務員準拠の例が多数	○業績や勤務成績を反映

特殊法人制度における  
以下の問題点をクリア

経営責任の不明確化

事業運営の非効率性

組織・業務の自己増殖

経営の自律性の欠如